

－ 2023(令和5)年度 －

南丹市の人権に関する市民意識調査

～ ご協力をお願い ～

南丹市では、人権尊重の意識を高めるための人権教育・啓発事業をはじめ、人権に関するさまざまな施策に取り組んでいます。

南丹市では、2022(令和4)年1月より施行している「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」に基づき、今後の人権に関する施策をより効果的に進め、あわせて2024(令和6)年度に策定予定の「(仮称)南丹市人権施策基本方針」に反映するため、アンケート調査を実施することとなりました。

このアンケートは、市民の皆様の人権に関する意識などを把握し、「基本方針」の基礎資料とするものです。今回は市内にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に選ばせていただいた1,500人の方をお願いしております。お答えいただいた結果は、統計的に処理を行います。また、調査票は無記名となっており、調査目的以外には使用いたしません。調査項目が多くお手数をおかけいたしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

2024(令和6)年 月

南丹市長 西村 良平

次のページからアンケート調査票に直接回答してください。

－ ご記入にあたってのお願い －

1. この調査は、あて名のご本人が、ご自身のお考えでご記入ください。
2. 回答は、番号を○で囲んでください。回答数は設問によって異なりますのでご注意ください。
3. 回答の中で「その他」を選んだ場合は、お手数ですが()内に具体的な内容をできる限りご記入ください。
4. ご記入いただいたアンケート調査票は、 月 日()までに、同封の返信用封筒に本調査票のみを入れて郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。)

この調査に関するお問合せ先

南丹市役所 人権政策課 TEL : (0771)68-0015 / FAX : 63-2850

●まず、あなたご自身について教えてください。あてはまる番号に○をつけてください。

※2024(令和6)年 月 日現在でご記入願います。

性別	1. 男性 2. 女性
年齢	1. 18～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳 5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70～79歳 8. 80歳以上
お住まいの地域	1. 園部 2. 八木 3. 日吉 4. 美山

問1	日本における人権問題について、あなたが関心のあるものはどれですか。あてはまる番号に○をつけてください（複数回答可）。 ※法務省が掲げる人権啓発強調事項 17 項目を選択肢としています。
----	---

1. 女性に関する人権問題
2. 子どもに関する人権問題
3. 高齢者に関する人権問題
4. 障がいのある人に関する人権問題
5. 同和問題（部落差別）
6. アイヌの人々に関する人権問題
7. 外国人に関する人権問題
8. 感染症に関連する偏見や差別の問題
9. ハンセン病患者や元患者、その家族に対する人権問題
10. 刑を終えて出所した人、その家族に対する人権問題
11. 犯罪被害者とその家族に関する人権問題
12. インターネット上での人権問題
13. 他国により拉致された被害者等に関する人権問題

14. ホームレスに関する人権問題
15. 性的指向及び性自認を理由とする人権問題
16. 人身取引（トラフィッキング）による人権問題
17. 震災等に起因する人権問題
18. その他（ ）

問2	<p>あなたは、人権問題に関する次のような法律や条例、制度などを知っていますか。</p> <p>あてはまる番号に○をつけてください（複数回答可）。</p>
----	---

1. 水平社宣言（1922(大正 11)年宣言）
2. 世界人権宣言（1948(昭和 23)年採択）
3. 国際人権規約（社会権規約・自由権規約/日本は 1979(昭和 54)年批准）
4. 本人通知制度(南丹市が住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に希望する本人(事前に市への登録が必要)に交付したことをお知らせする制度/2011(平成 23)年施行)
5. 障害者虐待防止法(「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」/2012(平成 24)年施行)
6. いじめ防止対策推進法（2013(平成 25)年施行）
7. 子供の貧困対策推進法(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」/2014(平成 26)年施行)
8. 女性活躍推進法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」/2016(平成 28)年施行)
9. 障害者差別解消法(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」/2016(平成 28)年施行)
10. ハイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」/2016(平成 28)年施行)
11. 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律」/2016(平成 28)年施行)

12. アイヌ民族支援法(「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」/2019(令和元)年施行)
13. 南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例(2022(令和4)年施行)
14. L G B T Q理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律/2023(令和5)年施行)

問3	あなたは、今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。
----	---

1. そう思う → 問4へお進みください
 2. いちがいには言えない
 3. そう思わない
- } → 問3-1へお進みください

問3-1	問3で「2. いちがいには言えない」「3. そう思わない」と答えた理由は、どのようなことがあるからですか。見聞きしたことも含め、あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	---

1. あらぬうわさをたてられたり、悪口、かげ口
2. 仲間はずれや無視
3. 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりしたこと
4. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより、不平等または不利益な取り扱いをされた)
5. 職場における不当な待遇
6. 役所や医療機関、福祉施設などでの不当な扱い
7. プライバシーの侵害(他人に知られたくない個人的事項を知らされた)
8. セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)
9. パワー・ハラスメント(職場的立場を利用したいやがらせ)

10. 暴力・脅迫・虐待^{ぎゃくたい}・強要
11. ストーカー的行為（特定の人にしつこくつきまとわれたりした）
12. インターネット上やメールなどでの誹謗中傷
13. その他（ ）

問4	あなたは、差別をされたり、人権を侵害されたと思ったことがありますか。その内容としてあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
----	--

1. 年齢
2. 学歴・出身校
3. 職業
4. 収入・財産
5. 家柄
6. ひとり親家庭・両親なし
7. 心身障がい
8. 疾病^{しっぺい}・感染症
9. 性別
10. 独身
11. 容姿
12. 出生地
13. 人種・民族・国籍
14. 宗教・思想・信条
15. その他（ ）
16. 差別をされたと思ったことはない

問5	もしあなたが差別されたり、人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。
----	---

1. 相手に抗議する
2. 身近な人に相談する
3. 弁護士に相談する
4. 法務局や人権擁護委員に相談する
5. 市役所や民生児童委員などに相談する
6. 警察に相談する
7. 京都府（振興局等）に相談する
8. 自分で対応について調べる
9. 我慢する
10. その他（）
11. わからない

問6	あなたは、他人を差別したり、人権を侵害したことがありますか。その差別の内容としてあてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
----	---

1. 年齢
2. 学歴・出身校
3. 職業
4. 収入・財産
5. 家柄
6. ひとり親家庭・両親なし
7. 心身障がい
8. しっぺい 疾病・感染症
9. 性別
10. 独身
11. 容姿

- 12. 出生地
- 13. 人種・民族・国籍
- 14. 宗教・思想・信条
- 15. その他 ()
- 16. 差別をしたことはない

問7	あなたは、女性に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
----	--

- 1. 「男は仕事、女は家庭」などといった男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること
- 2. 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における待遇の違い
- 3. 職場や学校などにおけるセクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 4. 夫や恋人など親しい関係にある男性からのドメスティック・バイオレンス(なぐる、暴言、行動を監視することなど)
- 5. 売春、買春、援助交際
- 6. テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつな情報の氾濫
- 7. その他 ()
- 8. 特にない
- 9. わからない

問8	あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思えますか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
----	---

- 1. 女性に関する相談・支援体制を充実する
- 2. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 3. 男女ともに、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する

4. さまざまな意思決定や方針決定の場への女性の参画を促進する
5. 女性の人権を守るための啓発広報活動等を進める
6. 男女平等に関する教育を充実する
7. マスコミなどが紙面、番組、広報等の内容に配慮するなどの自主的な取り組みを促進する
8. その他（）
9. 特にない
10. わからない

問9	あなたは、子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
----	---

1. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 子どもをなぐる、怒鳴るなどの暴力行為をすること
4. 親が子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしないこと
5. 大人が子どもの意見を無視したり、大人のおしつけたりすること
6. 大人が子どもに犯罪をさせたりすること
7. 児童買春、児童ポルノなど
8. インターネットやメールなどの書き込みなどで特定の子どもを攻撃すること
9. その他（）
10. 特にない
11. わからない

問10	あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
-----	--

1. 子どもに関する相談体制を充実する
2. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
3. 学校の教育力を高める
4. 家庭の教育力を高める
5. 子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える
6. 子どもに善悪の判断ができるように教える
7. 子どもの個性を尊重する
8. 児童買春、児童ポルノなどの取締りを強化する
9. インターネット上の有害情報に対しフィルタリング(※)の普及を促進する
10. その他 ()
11. 特にない
12. わからない

※この問における「フィルタリング」とは、インターネット上の有害なページなどを一定の基準で評価判断し、選択的に排除する機能のこと。

問 11	あなたは、高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	---

1. 経済的に自立が困難なこと
2. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
3. 悪徳商法や振り込め詐欺の被害者が多いこと
4. 家庭内での看護や介護において劣悪な処遇や虐待ぎゃくだいをすること
5. 病院での看護や高齢者の施設において劣悪な処遇や虐待ぎゃくだいをすること
6. 高齢者を邪魔者扱いすること
7. 高齢者の意見や行動を尊重しないこと
8. 年金搾取さくしゆによる経済的虐待をすること
9. その他 ()

- 10. 特にない
- 11. わからない

問 12	あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。 あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

- 1. 高齢者に関する相談体制を充実する
- 2. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 3. 高齢者が自立して生活しやすい環境にする
- 4. 高齢者の就職機会を確保する
- 5. 高齢者の能力が発揮できる機会をつくる
- 6. 高齢者に対する犯罪から守るための取締りを強化する
- 7. 高齢者と地域の交流を促進する
- 8. その他 ()
- 9. 特にない
- 10. わからない

問 13	あなたは、障がいのある人が地域社会で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

- 1. 障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすること
- 2. 障がいのある人の意見や行動を尊重しないこと
- 3. 差別的な発言や行動をすること
- 4. アパートや住宅へ入居するための契約等が困難なこと
- 5. 道路の段差解消、エレベーターの設置等、暮らしやすいまちづくりが図られていないこと
- 6. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと

7. 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと
8. 地域の学校に通えないこと
9. スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
10. 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

問 14	あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

1. 障がいのある人のための相談・支援体制を充実する
2. 障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
3. 在宅サービスや通所等の福祉施設、病院を充実する
4. 障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする
5. 障がいのある人の就職機会を確保する
6. 障がいのある人と障害のない人の交流を促進する
7. 障がいのある人が審議会などへ参加し意見を反映させる機会を増やす
8. 人権侵害があった場合に救済するための体制を強化する
9. その他 ()
10. 特にない
11. わからない

問 15	あなたは、日本の社会に「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けている地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」といわれている問題があることを知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。
------	--

1. 知っている → 問 16 へお進みください
2. 知らない → 問 20 (13 ページ) へお進みください

問 16	あなたは、「同和地区」や「同和問題」、「部落差別」について初めて知ったきっかけは、何からですか。あてはまる番号に○をつけてください。
------	--

1. 家族（祖父母、父母、きょうだい等）から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 友だちから聞いた
6. 学校の授業で教わった
7. テレビ・ラジオ・新聞・映画・本等で知った
8. インターネットで知った
9. 同和問題に関する集会や研修会で知った
10. 京都府や南丹市などの行政の広報誌、冊子等で知った
11. 知っているが、きっかけは覚えていない
12. その他（具体的に _____)

問 17	日頃から親しく付き合っている職場の人や、近所の人と同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。
------	---

1. これまでと同じように親しく付き合う
2. 表面的には付き合うが、できるだけ付き合いを避けていく
3. 付き合いをやめてしまう
4. その他（ _____)

5. わからない

問 18	あなたは、同和問題で特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	---

1. 結婚問題で周囲が反対すること
2. 就職の際や職場において不利な扱いをすること
3. 地域社会で不利な扱いをすること
4. 身元調査をすること
5. 差別的な発言をすること
6. 差別的な落書きをすること
7. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
8. その他 ()
9. 特にない
10. わからない

問 19	あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

1. 同和問題にかかる人権相談などを充実する
2. 学校や地域における人権教育を推進する
3. 広報紙・CATVや人権講演会などにより人権啓発を推進する
4. 市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力する
5. 同和地区の人たちが、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけていく
6. 同和地区外の人たちが、同和地区の人たちと交流を活発にし、理解を深める
7. その他 ()
8. 特にない

9. わからない

問 20	あなたは、外国人が地域社会で生活する上で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

1. 外国人を、じろじろ見たり、避けたりすること
2. 外国人の意見や行動を尊重しないこと
3. 差別的な発言や行動をすること
4. 住宅への入居が困難なこと
5. 外国人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
6. 施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが図られていないこと
7. 外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと
8. 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと
9. その他 ()
10. 特にない
11. わからない

問 21	あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	--

1. 互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める教育・啓発を進める
2. 外国語による情報提供を充実させる
3. 外国語による相談の場を増やす
4. 外国人のための日本語教室を充実させる
5. 外国人のための福祉・医療等の制度を充実させる
6. 外国人と日本人の相互理解と交流を進める

- 7. その他 ()
- 8. 特にない
- 9. わからない

問 22	あなたは、インターネット上（パソコン、スマートフォン、携帯電話）に関することで、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

- 1. 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること
- 2. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 3. 悪質商法によるインターネット取引での被害
- 4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
- 5. ネットポルノが存在すること
- 6. その他 ()
- 7. 特にない
- 8. わからない

問 23	あなたは、インターネット上（パソコン、スマートフォン、携帯電話）における人権侵害を防ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

- 1. インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
- 2. インターネット利用者やプロバイダ等(※)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 4. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
- 5. その他 ()

- 6. 特にない
- 7. わからない

※この問における「プロバイダ等」とは、ホームページ等を管理しているインターネット接続事業者とします。

問 24	あなたは、「LGBTQ+(セクシャルマイノリティ)」という言葉を知っていますか。 あてはまる番号に○をつけてください。
------	--

- 1. 「LGBTQ+」や「セクシャルマイノリティ」という言葉の意味を知っている
- 2. 「LGBTQ+」や「セクシャルマイノリティ」という言葉を聞いたことがある
- 3. 「LGBTQ+」や「セクシャルマイノリティ」という言葉を聞いたことがない

※LGBTQ+とは…L：レズビアン(女性の同性愛者)、G：ゲイ(男性の同性愛者)、B：バイセクシャル(両性愛者)、T：トランスジェンダー、Q、クエスチョニング：(自分自身の性が分からない、決められない人)の頭文字と+：プラスアルファ(その他たくさんの性のあり方があること)を組合せたもので、セクシャルマイノリティ(性的少数者)とも呼ばれる。

問 25	「LGBTQ+(セクシャルマイノリティ)」の方が日常生活を営む上で直面している課題と思われるものを、あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
------	---

- 1. 学校生活において課題となること(学校の制服、トイレ、更衣室、プール、修学旅行)
- 2. 就労において課題となること(採用試験、更衣室、トイレ、結婚休暇や介護休暇などの福利厚生制度)
- 3. 住宅に入居する際に課題となること(入居拒否)
- 4. 医療の場で課題となること(パートナーの手術の同意、安否情報の提供、看護)
- 5. 民間サービスで課題となること(家族と同等のサービス提供を受けられない(家族割引・生命保険の受取など))
- 6. パートナーとの死別の際に課題となること(葬儀への出席、遺産相続)

7. その他（具体的に _____ ）
8. 直面している課題はないと思う

問 26	南丹市が、この度同性カップルの「パートナーシップ」を証明する制度を導入しましたが、あなたはご存知でしょうか。あてはまる番号に○をつけてください。
------	--

※パートナーシップ宣誓制度とは…同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で自治体が独自でLGBTQ+カップルに対して、「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。

1. 内容も知っており、関心がある
2. 知っているが、内容までよく知らない
3. 知っているが、関心はない
4. 知らない

問 27	あなたは、これまで人権問題に関する知識や情報を主として何から得ましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 学校
2. 講演会、研修会
3. キャンペーン等のイベント
4. 広報紙
5. パンフレットなどの資料
6. ポスター
7. インターネット
8. テレビ・ラジオ
9. 映画・ビデオ
10. 新聞・雑誌

- 11. 本（雑誌以外）
- 12. その他（）
- 13. 特にない
- 14. わからない

問 28	あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後どのような取組が必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

- 1. 人権意識を高めるための市民啓発の充実
- 2. 学校や地域における人権教育の充実
- 3. 社会に見られる不合理な格差を解消するための施策の充実
- 4. 教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上
- 5. 企業における人権意識の向上
- 6. 人権侵害に対する救済策の強化
- 7. その他（）
- 8. 特にない
- 9. わからない

問 29	市ではこれまで人権についての理解を深めていただくためにさまざまな取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	--

- 1. 講演会、研修会
- 2. キャンペーン等のイベント
- 3. 演劇やコンサート・映画会
- 4. CATVの活用

5. 「広報なんたん」での啓発記事の充実
6. パンフレットなどの資料配布
7. ポスターの掲出
8. ホームページによる情報の充実
9. その他（）
10. 特にない
11. わからない

問 30	あなたは、市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、心がけたり行動すべきことはどのようなことだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（複数回答可）
------	---

1. 人権に対する正しい知識を身につけること
2. 固定観念にとらわれないこと
3. 他人の立場や権利を尊重すること
4. 自分が生活している地域の人々を大切にすること
5. 家庭が互いの立場や権利を大切にすること
6. 職場で、人権を尊重する意識を高めあうこと
7. その他（）
8. 特にない
9. わからない

人権問題や南丹市の人権施策等にご意見などがございましたら、以下にご自由にお書きください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

アンケート調査は以上です。お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。